



書評 岡野八代『戦争に抗するーケアの倫理と平和の構想』

メタデータ	言語: jpn 出版者: ジェンダー法学会 公開日: 2017-06-22 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 清末 愛砂 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10258/00009205">http://hdl.handle.net/10258/00009205</a>

● 書 評

岡野八代著『戦争に抗する——ケアの倫理と平和の構想』

(岩波書店, 2015年)

評者・清末 愛砂

憲法が存在を最も恐れなければならない者たちが、なんら臆することなく、立憲民主主義を否定する形で憲法破壊——それを最も顕著に示した事象が、2014年7月1日の集団的自衛権の限定的行使を容認する緊急閣議決定であり、それに基づく2015年9月19日の一連の安全保障関連法の強行採決である——に着手している現在、本書はそのような動きを批判的に分析するために最も読まれるべき一冊であろう。

本書は、2001年9月11日に合衆国で起きた同時多発攻撃以降のフェミニストによる議論に着目することから始まる(第1章)。同時多発攻撃に対する応酬として開始された合衆国による軍事行動(「テロとの戦い」)は、日本における憲法破壊の〈口実〉とされてきた〈日本を取り巻く安全保障環境の変化〉論を作りだすのに利用された、最初の出来事であったからである。「テロとの戦い」以後の世界では、合衆国による「敵」と「見方」という単純な二分法に基づく軍事政策により、人々は〈暴力の時代〉を生きることを余儀なくされてきた。そのような状況に抗するためにも、「わたしたちは、反一暴力のための思想を鍛え」(3頁)る

ことが求められているのである。

第I部(第1章から第4章)では、上述の第1章に続き、第2章以降では日本軍「慰安婦」問題=日本軍性奴隷制度問題からみえる日本社会のグロテスクな姿とそれを生み出した構造が描かれている。著者は、同制度の被害者が求めているのは日本の民主化であること、すなわち日本の民主主義そのものが問われているとし、解決を促す民主主義的な運動として、「暴力が実際に発動するかもしれない危険な状況、つまり社会構造の布置を積極的に変革していこうとする、『反』暴力的な実践」(33-34頁)が必要とされていると主張する。

また、著者は日本軍性奴隷制度問題における和解のあり方として、アーレントや1999年にカナダの司法委員会が採用した修復的正義に基づくアプローチ等を援用しながら、「被害者がこの世界をまた他者と共有したいと願えるかどうか、そのためにわたしたちが何をすべきか」(74頁)に目を向けることを訴える。では、わたしたちは何をすべきであるのか。それはまさに「慰安所を可能にした世界をまず理解すること」(同頁)なのである。そして、著者が

述べるように、その理解に基づき、加害者が被害の存在を認めた上で、加害者自身が自らの行為に対し正義を為す意図を持ち、公的に果たすべき責任があることを表明しなければならないのである。

第Ⅱ部では、第5章と第6章において、1999年に施行された男女共同参画社会基本法以後のジェンダーフリー・パッシング——それは上述の憲法破壊行為と強いつながりがある——に着目しながら、近代立憲主義が目指した個人の尊重の価値およびそれに基づく法の存在意義が語られている。また、憲法破壊行為として改憲を目指す者たちが、家族と共同体を国家のなかに取り込もうする意図を有し、個人の諸権利と公共性を対立するものとしてとらえていることを問題視する。その上で、これらの者による人間の尊厳に対する無理解または否定を厳しく批判する。では、憲法破壊を目論む者たちによる、家庭生活における個人の尊厳を謳う憲法24条に対するあからさまなパッシングに抗するために、同条における〈尊厳〉の意義をフェミニズムはどのように解するべきなのか。それは著者がいうように、「何らかの意味で他者に依存せざるを得ない人びとが、具体的にその生を育みあう『家族』において、その依存関係ゆえに従属を余儀なくされることを許さない、

そこに生じる権力に対して自由でいられる権利を、人権を尊重するための手段にすぎない国家が保障すること」(144-145頁)を求めることにある。

同じく第Ⅱ部の第7章と第8章は、その後の第Ⅲ部で問題化される軍事力に基づく安全保障神話の矛盾を批判につなげるための序章ともいえる。具体的には日本国憲法の価値が、近代立憲主義が求めてきた個人の尊重、幸福追求権にあることを再確認すると同時に、憲法破壊を目論む者たちによる国家構想がそれらと相反するものであることを対比させる。その結果、これらの者たちが目論む行為が「新たな国家を創設しようとするクーデター」(159頁)であることが浮き彫りとなるのである。

第9章と第10章からなる第Ⅲ部では、立憲民主主義の否定/死が市民の生命を危険に陥れることを明確に描き、これに抗するためのメッセージを暴力の時代に生きるわたしたちに伝えてくれる。「立憲民主主義の原点にわたしたちが集結し、一人ひとりの具体的な生の傷つきやすさの経験から、ひとの支配、ネオ絶対主義的な権力にしっかりと異議を唱えること」(245頁)。これこそが、本書のタイトルが意味する行為そのものである。